

平成 29 年度山陰中央新報社会福祉事業団「愛のともしび募金」助成事業 募集要項

山陰中央新報社会福祉事業団（以下「事業団」とする）では、地域の福祉促進を願って「歳末助け合い愛のともしび募金」運動を毎年展開されています。この助成事業は、そこに寄せられた浄財をもとに、県内で熱心に活動を行う団体へ、新たな事業に取り組むために必要な経費やこれまでに行ってきた活動をさらに充実させるために必要な経費を助成することにより、地域の福祉向上を図ることを目的として実施されます。

- 1 対象団体：地域において福祉活動を行なう島根県内の団体（NPO法人、住民組織、住民参加型市民活動団体、福祉団体、ボランティア団体等）。但し、以下に示す団体は対象外とする。
 - ①今年度、申請する当該事業について他の民間助成金等の助成をうけている団体
 - ②今年度、申請する当該事業について公的助成、公的補助をうけている団体
 - ③社会福祉法人格を有する団体
 - ④児童福祉法等により行政による措置の対象施設・介護保険事業又は支援費の施設サービスを行っている団体
- 2 対象事業：地域の福祉促進に寄与し、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する事業（備品の整備も可）。ただし、以下の経費は対象としません。
 - ①法人又は団体の運営経費（職員給与、役職員への報酬、賃金、家賃、光熱水費等）
 - ②前年度以前から行っている活動の経常的経費
 - ③福祉車両等の購入等に伴う税金・保険料等の諸経費
- 3 助成金額：1 団体あたりの助成額は原則 10 万円を限度として、15 団体程度を予定。
- 4 申込方法：平成 30 年 1 月 26 日（金）※必着までに、以下の書類を下記提出先あて郵送でご提出ください。
 - 提出書類 ①「愛のともしび募金」助成金申請書
② 別紙「審査参考事項」
 - 添付書類 ①会則、規約等
②事業にかかる見積書、備品購入の場合カタログ等
③その他、以下のうち作成しているものを添付してください。
 - ・ 29 年度収支予算書
 - ・ 会報、チラシ、パンフレット、新聞記事、写真等（返却はいたしかねますのでご注意ください。）
- 5 決定方法：島根県社会福祉協議会において取りまとめ、事業団が審査・決定。決定通知も事業団から直接申請団体あてに行われます。
- 6 決定時期：決定は平成 30 年 3 月上旬、贈呈式は同下旬を予定しています。
- 7 審査基準：①企画性 ②事業の遂行性・継続性 ③費用効果 ④公共性
※なお、申請数（金額）が助成総額を上回った場合、並びに、審査結果において申請内容が同位の場合は、過去、事業団および他団体等からの助成をうけたことがない団体を優先いたします。

●申込書提出・問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉係（担当：上代）
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5 階
TEL 0852-32-5997 Fax 0852-32-5982
E-Mail：voc@fukushi-shimane.or.jp